



社会福祉法人あと会

(指定短期入所療養介護)
老人保健施設りは・くにくさ
重 要 事 項 説 明 書

●あと会 / 3Yのこころ

やすらぎ
情こまやかな心



豊かさ
のびのびとした心

喜び
快く受け入れる心

社会福祉法人 あと会

当施設はご利用者に対して短期入所療養介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当施設の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. ご利用法人であわせて実施する事業	2
4. 居室の概要（併設の介護老人保健施設を含んだ概要を掲載）	4
5. 職員配置状況（併設の介護老人保健施設を含んだ配置を掲載）	4
6. 当施設が提供するサービス	5
7. 施設利用の留意事項	11
8. 非常災害対策	12
9. 秘密保持と個人情報の保護	12
10. 虐待防止の措置について	13
11. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて	13
12. 事故発生時の対応について	13
13. 要望及び苦情等の相談	14
14. 第三者評価の実施状況	14
15. その他	14

当事業所は介護保険の指定を受けています。
事業所番号 3450180033

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 あと会 |
| (2) 法人所在地 | 広島県広島市安芸区阿戸町418番地の1 |
| (3) 電話番号 | 082-856-0222 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 横山 吉宏 |
| (5) 設立年月 | 平成4年10月8日 |

2. ご利用施設

- | | |
|--------------|--|
| (1) 施設の種類 | 短期入所療養介護 |
| (2) 施設の目的 | 社会福祉法人あと会が開設する老人保健施設りは・くにくさが行う短期入所療養介護事業は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な短期入所療養介護を提供することを目的とする。 |
| (3) 施設の名称 | 老人保健施設りは・くにくさ |
| (4) 施設の所在地 | 広島県広島市安芸区阿戸町485番地の1 |
| (5) 電話番号 | 082-856-0600 |
| (6) 管理者名 | 築家 大介 |
| (7) 当施設の運営方針 | 短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、契約者の療養生活の質の向上および契約者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、契約者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、契約者、家族代表者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。 |

- (8) 開設年月日 平成8年7月1日
- (9) 利用定員 利用者が申し込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数
- (10) 通常の事業実施地域 広島市、呉市（音戸町、倉橋町、下蒲刈町、蒲刈町、安浦町、川尻町、豊浜町、豊町を除く）、東広島市（安芸津町、河内町、福富町、豊栄町を除く）、府中町、海田町、坂町、熊野町の区域
- (11) 営業日 年中無休
- (12) 受付時間 8時30分～17時30分

3. ご利用法人であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	介護老人福祉施設	平成12年 4月 1日	84人
	介護老人福祉施設	平成24年 4月 1日	90人
	介護老人保健施設	平成12年 4月 1日	80人
居宅	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成12年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人
	地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成28年 4月 1日 平成29年 4月 1日	18人
	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人 (15人)
	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	40人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	16人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	10人

事業の種類		事業者指定年月日	定員
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	空床利用
	訪問看護 介護予防訪問看護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	—
	訪問看護 介護予防訪問看護	令和3年 7月 1日 令和3年 7月 1日	—
	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業	平成12年 1月13日 平成29年 4月 1日	—
	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	—
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成12年 3月31日 平成18年 4月 1日	9人
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成14年11月 1日 平成18年 4月 1日	18人
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成19年10月1日 平成19年10月1日	登録24名 (通い12名、泊まり9名)
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	40人
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	—
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	令和元年 9月 1日	—
居宅介護支援事業	平成11年 9月 8日	—	
居宅介護支援事業	平成24年 4月 1日	—	
居宅介護支援事業	平成28年 8月 1日	—	
居宅介護支援事業	令和 3年 3月 1日	—	

4. 居室の概要（併設の介護老人保健施設を含んだ概要を掲載）

居室設備の種類	室数	備考
1人部屋	14室	2階（9）、4階（5）
2人部屋	13室	2階（11）、4階（2）
4人部屋	10室	2階（2）、4階（8）
合計	37室	
食堂	6室	2階（3）、3階（1）、4階（2）
機能訓練室	1室	[主な設置機器等] 各種測定用器具（角度計、握力計等）、血圧計、各種心理・言語機能検査機器・器具等、各種歩行補助具（四脚杖、ウォーカーケイン等）、各種装具（長・短下肢装具等）、全身訓練機具、訓練用階段、移動式平行棒、マイプラットホーム、起立訓練傾斜ベット パワーリハビリテーション機器（水平レックプレス、レッグエクステンション、トーフレクションエクステンション、ローイング、チェストプレス、アブダリション）
浴室	3室	一般浴・機械浴・特殊浴槽・個人浴
診察室	1室	

5. 職員配置状況（併設の介護老人保健施設を含んだ配置を掲載）

職種	員数	業務内容
医師（施設長・管理者）	常勤1名	入所者の医療、健康管理、保健衛生指導
薬剤師	常勤換算0.3名以上	薬の管理・指導
看護職員	看護職員、介護職員あわせて常勤換算方法で26.7名以上。うち、看護職員は2/7、介護職員は5/7程度とする。	入所者の施設療養、看護・介護及び保健衛生管理
介護職員		
支援相談員	常勤1名以上	入所者・家族との相談業務に従事
理学療法士	常勤換算0.8名以上	入所者の機能訓練の回復に従事
作業療法士		
言語聴覚士		
管理栄養士	1名以上	献立作成・栄養計量及び給食記録を行う
栄養士		

介護支援専門員	1名以上（兼務）	介護サービス計画の作成
---------	----------	-------------

（主な職種の勤務体制）

職種	勤務体制
1. 医師	日勤： 8：30～17：30
2. 介護・看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：00～10：00 6名 日中： 10：30～16：00 10名 夕方： 16：00～19：00 6名 夜間： 19：00～ 7：00 4名
3. 支援相談員	日勤： 8：30～17：30
4. 作業療法士 理学療法士 言語聴覚士	日勤： 8：30～17：30

※土日は上記と異なります

6. 当施設が提供するサービス

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

<ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた支払いとなります。また個々の利用者の状況に応じた加算があり、利用料金、各加算の料金等は別紙に記載しております。

【サービスの概要・施設サービス費】

①栄養管理

- ・当施設では、管理栄養士（栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。ご希望があれば、自室での食事も可能です。

- ・食事開始時間（※あくまで目安の時間です。ご利用者の個別のペースに合わせてご希望の時間に提供させていただきます。ただし、食物ですので大幅な時間遅滞が生じた場合は、破棄させていただく場合がございます。）

（朝食： 7：30 昼食： 12：00 夕食： 17：45）

②入浴

- ・ご利用者の意向や状態にあわせた入浴を行うように努めます。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④リハビリテーション

- ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

⑤医学的管理・看護

- ・介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご契約者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・当施設生活中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

【サービス概要・加算項目】

下記の各項目に該当・実施した場合には、上記施設サービス費に加え料金が加算されます。

①夜勤職員配置加算

基準を上回る夜勤の職員配置（夜間の手厚い職員配置）の場合。

②個別リハビリテーション実施加算

医師、看護職員、理学療養士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、計画に基づ

き、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、個別リハビリテーションを行った場合

③認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に当該施設サービスを行う必要があると判断した者に対して、サービス提供を行った場合

④在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）

別に厚生労働大臣が定めるA～Jの計算式によって算定した数が40以上であり、地域に貢献する活動を行っている場合

(A) 前6ヵ月間における退所者のうち、在宅において介護を受けることとなった者の占める割合

(B) 30.4を入所者の平均在所者日数で割った数

(C) 前3ヵ月間における新規入所者のうち、退所後生活することが見込まれる居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療の方針決定を行った者の占める割合

(D) 前3ヵ月間における新規退所者のうち、退所後生活することが見込まれる居宅等を訪問し、退所後の療養上の指導を行った者の占める割合

(E) 前3ヵ月間における、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護の実施数

(F) リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の配置割合

(G) 支援相談員の配置割合

(H) 前3ヵ月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合

(I) 前3ヵ月間における入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合

(J) 前3ヵ月間における入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合

⑤緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合。

⑥若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。

⑦重度療養管理加算

要介護4又は要介護5であって、厚生労働大臣が別で定める状態であ

る利用者に対して計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合。

⑧送迎加算

ご利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行った場合。但し、通常の実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑨療養食加算

医師の発行する食事箋に基づき、療養食を提供した場合。

⑩認知症専門ケア加算Ⅰ・Ⅱ

施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められる認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を修了している職員を一定数配置した上で、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合。

⑪緊急時治療管理

利用者の容態が重篤となり救命緊急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合。

⑫総合医学管理加算

治療管理を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合。

- ・治療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。
- ・診療方針、診断、処置を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること。
- ・かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。

⑬口腔連携強化加算

事業所の職員が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価結果を情報提供した場合。事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、該当実績のある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が事業所からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている場合。

⑭生産性向上推進体制加算

(1) 生産性向上推進体制加算Ⅰ

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、データにより業務改善の取組による成果が確認されている。又、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取組を行っており、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提出を行っている場合

(2) 生産性向上推進体制加算Ⅱ

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回業務改善の取組による効果を示すデータの提出を行っている場合

⑬サービス提供体制強化加算

経験豊かな介護職員や介護福祉士を国の定める基準以上配置してサービスを提供する場合。

⑭介護職員等処遇改善加算

介護職員に対して、事業所が国の定める処遇改善を適正に実施している場合。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①滞在費

滞在費は、多床室（2人部屋、4人部屋）の場合、光熱水費相当、個室（1人部屋）の場合、室料＋光熱水費相当 となっております。（滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いただく滞在費の上限になります。）

②食費

食費は、食材料費と調理費です。（食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いただく食費の上限になります。）

※国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）に該当する利用者等の負担額

- a) ご契約者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- b) ご契約者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、ご契約者ご本人（あるいは家族代表者の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分は「償還払い」される場合があります）
- c) その他詳細については、市町村窓口でおたずねください

③嗜好品（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

④理髪・美容

月2回、理容師等の出張による散髪サービス等をご利用いただけます。

⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（※材料費等の実費をいただくことがあります。）

a) 主なレクリエーション行事予定

主な行事		主な行事	
1月	元旦祝賀会	7月	七夕会 居酒屋
2月	節分祭	8月	夏祭り
3月	ひなまつり会	9月	敬老祝賀会 お月見会
4月	お花見会	10月	
5月	端午の節句	11月	作品展
6月	ホテル見学	12月	クリスマス会 餅つき会

b) クラブ活動

カラオケ、手工芸、生け花、書道、料理、詩吟等（材料代等実費をいただきます。）

⑥複写物の交付

サービス提供についての記録等の複写を必要とする場合には実費を

ご負担いただきます。

⑦特別室利用料

ご契約者のご希望により特定の居住環境（占有面積、景観等）を整えた特別室（1人部屋、2人部屋）が利用できます。その際別途利用料をご負担いただきます。

⑧私物の洗濯代

私物の洗濯を施設に依頼される場合（但し、ウール等の縮みやすいものはご遠慮ください。）

⑨電気代

個人的に使用する機器等にかかる電気代（テレビ、電気毛布等）
※電動歯ブラシや髭剃り、携帯電話などは上記の対象から除きます。

⑩健康管理費

インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合

⑪診断書等の文書の発行

※各実費利用料は、別紙に記載しております。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたします。お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービス利用の翌月26日（休日の場合は翌営業日）となります。

7. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、ペット、大きな家具等は原則として持ち込むことができません。

（2）面会

面会時間は特に設けていませんが、常識的な範囲でお願いします。玄関施錠時はインターホンをご活用ください。（17時30分から8時30分までは玄関が施錠している場合があります。）来訪者は、必ず事務所に設置した面会簿に記入して下さい。

感染症予防のため、流行時には、手洗いの励行や手指消毒、マスクの着用、また、来訪制限等のご協力をお願いします。

なお、食べ物の持ち込みは原則として禁止させていただきます。

(3) 外出

外出される場合は、事前にお申し出下さい。(許可書を発行致しますので、外出・外泊届にご記入願います。)

(4) 施設・設備の使用上の注意

①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 所持品・備品等の持ち込み

紛失の原因になりますので、マジック等で消えないように、必ず氏名をご記入下さい。(別紙参照)

療養室内にありますタンス・床頭台等をご利用下さい。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

安全管理上、原則としてタバコ及びライターは預からせていただきます。

(7) 金銭・貴重品の管理は原則いたしません。

8. 非常災害対策

防災設備：スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯設備、
避難器具設備等

防災訓練：年2回

9. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持

①当施設は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

②この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護

①当施設は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等に

において、ご利用者の個人情報を用いません。またご利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。

- ②当法人は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

1 0．虐待防止の措置について

(1)当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止のために必要な措置

(2)当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。

1 1．身体拘束廃止に向けた取り組みについて

当施設では、身体的拘束により利用者の行動の抑制をいたしません。ただし、自傷他害のおそれがある等、利用者もしくは他の関係者の生命もしくは身体を保護するといった、緊急かつやむを得ない場合は、施設長が判断し、身体的拘束により行動の制限をさせていただくことがあります。その際は、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等を所定の説明書を使用し詳細に説明し、同意を得たのち行います。また、常に身体拘束を実施せざるを得ない状況か検討し、必要がないと認めた場合には、ただちに身体的拘束による行動の制限を解除いたします。

1 2．事故発生時の対応について

当施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

- (1) 契約者に医療を必要とする事故（骨折・創傷等）が発生した場合
- ①サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を行い医師・看護職員に報告します。
 - ②発生状況・受傷状況を確認し、緊急連絡先に至急連絡するとともに、

必要に応じて協力医療機関等に受診します。

③事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者や家族代表者に誠実に説明し再発防止に努めます。

(2) 契約者の財物が破損・紛失した場合

①サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を支援相談員に報告し、支援相談員より速やかに家族代表者へ連絡します。

②事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者や家族代表者に誠実に説明し再発防止に努めます。

※上記いずれの場合にも、事故が当施設の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

※また、必要に応じて関係市町村へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

1 3. 要望及び苦情等の相談

(1) 当施設における要望・苦情等の受付

当施設における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

1. 苦情解決責任者：管理者 築家 大介
2. 苦情受付担当者：支援相談員 西廻幸平 TEL:082-856-0600
3. 第三者委員 : 阿戸地区民生委員・児童委員協議会会長 松田英子
阿戸地区社会福祉協議会 理事 下河啓一

4. 苦情解決の方法

①苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。

②受付担当者は施設職員・介護支援専門員等に状況を確認します。

③その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

広島市役所介護 保険課	所在地 広島市中区国泰寺町1丁目6番34号 電話番号 082-504-2173 FAX 082-504-2136 受付時間 8:30~17:00
国民健康保険団 体連合会	所在地 広島市中区東白島町19-49 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 9:00~16:00
広島県社会福祉 協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3411 FAX 082-252-2133 受付時間 9:00~16:00

1 4. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

1 5. その他

(1) 確認

当施設ご利用にあたり毎月1回、介護保険者証等の確認をさせていただきます。

(2) サービス計画

契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の短期入所療養介護計画を作成するものとします。また、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所療養介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

事業者は、短期入所療養介護計画について、契約者又は家族代表者に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者又は家族代表者の要請に応じて、短期入所療養介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所療養介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者又は家族代表者と協議して、短期入所療養介護計画を変更するものとします。短期入所療養介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

(事業者) 広島県広島市安芸区阿戸町418番地の1
社会福祉法人 あと会

説明者名

印

附則

この重要事項説明書は、平成12年 4月 1日から施行する。
この重要事項説明書は、平成17年10月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成18年 4月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成19年 2月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成20年11月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成21年 4月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成21年10月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成22年 4月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成22年 7月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成23年 4月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成24年 4月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成26年 4月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成27年11月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、平成30年 4月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 元年10月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 3年 4月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 3年 8月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 4年 5月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 4年 8月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 4年10月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 6年 4月 1日一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 6年 6月 1日一部改正する。